

2020年3月5日

(株)横浜スイミングセンター

ヨコハマスイミングクラブ(子供)会員保護者の皆様へ

臨時休業に伴うお客様対応基本指針について

日頃よりヨコハマスイミングクラブをご利用頂きまして誠にありがとうございます。まずは皆様に新型コロナウイルスに伴う臨時休業時の対応について下記の通り基本指針を協議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 3月分月会費について

- ・2月分、3月分の練習振替は有効期限を2020年9月末迄延長致します。
- ・振替制度のないクラス(ベビー・AB6・AB7・親子・育成3回以上・競泳)は3月分の月会費は半額と致します。4月以降の月会費に充当させて頂きます。

※練習振替は混雑状況によりお断りすることもありますのでご了承下さい。

2. 3月末退会者について

- ・3月分の月会費は半額返金致します。(後日指定口座に振込予定)

【その他】

- ・諸届期日は2020年3月22日(日)まで受付期間を延長予定。
- ・3月20日(金)の休館日は臨時営業10:00~19:00(子供スクールすべて実施)予定。
- ・3月15日(日)は電話対応10:00~15:00を予定。

※上記指針は2020年3月16日(月)より通常営業を行うことを前提とした指針となっておりますので決定事項ではございません。感染状況拡大に伴い休業期間が延長になる場合は12日(木)を目途にホームページにて最新情報をお知らせ致します。

以上